

平成23年度第4回経営協議会議事要録

- 1 日 時 平成23年11月29日(火) 14:15～16:25
- 2 場 所 ホテルアソシア豊橋 5階「チェリールーム」
- 3 出席者 議長 学長
阿部委員, 佐原委員, 高嶋委員, 武藤委員, 吉川委員, 稲垣委員, 神野委員, 辻 委員,
菊池委員
- 4 列席者 水谷監事, 神野特別顧問

5 議 題

[審議事項]

- (1) 平成23年度変更予算について
- (2) 第2期中期目標期間中の目的積立金について
- (3) 平成24年度大学機関別認証評価について

[報告事項]

- (1) 学長選考について
- (2) 平成24年度概算要求について
- (3) 東海地区国立大学法人の事務連携に関する協定について
- (4) 平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- (5) 平成23年度資金運用実績について
- (6) 平成22事業年度決算及び23事業年度中間決算の状況等について
- (7) その他

ア 開学35周年・ICCEED設立10周年記念式典・講演会等について

イ 外部資金受入状況及び科学研究費補助金採択状況について

ウ 高師住宅団地届出変更について

エ 源泉所得税調査について

オ 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

6 議 事

議事に先立ち、平成23年度第2回議事要録(案)及び平成23年度第3回(持回り)議事要録(案)について、原案どおり確認された。

[審議事項]

- (1) 平成23年度変更予算について

辻理事・事務局長から、資料「審議1」に基づき、平成23年度変更予算について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

主な説明内容は次のとおり。

- ・収入増及び節約等により生じた予算を、教育研究に必要な事業、年度整備計画事業等に充て、業務達成基準の活用するなど、有益な予算編成を行った。
- ・一般会計変更予算の主な使途は、インターンシップ経費、就学支援経費等の真に必要な経費への補填、再編に伴う教育用設備充実(改修)経費、年度整備計画の前倒事業の実施及び大学の使命としての防災研究拠点の整備に充てる。
- ・一般会計変更予算以外に、設備整備費補助金の受入れが決定している。

なお、主な意見は次のとおり。

- ・国の時代の予算の繰越しは、「繰越明許費」等の制度があったが、業務達成基準を適用すると大学の判断で、予算の繰越しも可能になるので、同基準を適切に活用願いたい。

(2) 第2期中期目標期間中の目的積立金について

辻理事・事務局長から、資料「審議2」に基づき、第2期中期目標期間中の目的積立金について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

主な説明内容は次のとおり。

- ・第2期中期目標期間中においては、業務達成基準の適用等、計画的かつ有効的な予算編成を行い、剰余金（目的積立金）が発生した場合の用途は、平成22年度11月30日開催の平成22年度第4回経営協議会及び平成22年度第17回役員会の承認による、中期計画の達成に資するため、本法人の教育研究に係る業務及び組織運営の改善に剰余金を充てるものとする。

(3) 平成24年度大学機関別認証評価について

菊池副学長から、資料「審議3」に基づき、平成24年度大学機関別認証評価について、認証評価機関である大学評価・学位授与機構による評価を受審する旨、説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

主な説明内容は次のとおり。

- ・学校教育法等により、7年間ごとに文部科学大臣の認証を認証評価機関による評価を受けることと規定されてる。
- ・本学は、平成17年度に国立大学法人としては、初めて認証評価を認証評価機関である大学評価・学位授与機構による評価を受審し、基準を満たしていると認証を得ており、今回、2回目となる。
- ・認証評価機関は、大学基準協会等も文部科学大臣の認証を受けているが、継続性の観点、他の国立大学法人も大学評価・学位授与機構の認証評価を評価を受けており、大学評価・学位授与機構による評価を受審することとしたい。

なお、主な意見等は次のとおり。

- ・認証評価とは、そもそも何を評価するのか。
- ・認証評価は業績評価ではなく、教育の質の確保を目的としている。
- ・分野別の評価は受けないのか。
- ・分野別の評価を受ける予定はない。

[報告事項]

(1) 学長選考について

稲垣学長選考会議議長から、10月31日に行った学長選考会議において、学内の意向調査の結果を尊重しつつ、慎重に協議した結果、榊現学長を学長候補者として決定し、また、学長の任命について、文部科学大臣に申し出ることとしている旨、報告があった。

(2) 平成24年度概算要求について

学長及び辻理事・事務局長から、資料「報告2」に基づき、平成24年度概算要求に係る政府予算編成等の状況及び本学の財務省要求状況について、報告及び説明があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・一般運営費交付金は、基準となる部分については1%減となっているが、授業料免除枠の拡大、3年次編入学定員の増などによる増があり、微減となっている。
- ・特別経費については、平成23年度と比較して1億8千万円程度増しているが、平成22年度の政府補正予算で前倒しで予算措置されたものを除くと、実質7千万円程度の増
- ・特別経費の継続事業以外の新規事業は「次世代シミュレーション技術者教育プログラムの開発」、「超高齢社会を活性化する次世代介護システム・ステーションの開発」、「T型グローバル先端技術者の育成支援事業」

(3) 東海地区国立大学法人の事務連携に関する協定について

辻理事・事務局長から、資料「報告3」に基づき、東海地区国立大学法人の事務連携に関する協定の状況について、報告及び説明があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・東海地区の国立大学法人が、それぞれの特色を活かした優れた教育研究・社会貢献活動を一層積極的に展開していくために、その基盤を支えている事務部門の連携を構築し、9月27日に国立大学法人の事務連携に関する協定を調印した。
- ・具体の事項ごとに、事務連携WGを設置し、具体の検討を開始している。

(4) 平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果について

菊池副学長から、資料「報告4」に基づき、国立大学法人評価委員会から通知のあった平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果について、報告があった。

主な報告内容は次のとおり。

- ・業務運営・財務内容等の状況に係る4つの目標については、すべて「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。」であった。
- ・教育研究等の質の向上の状況では、「らせん型教育の強化」、「再編に伴うリベラルアーツの教育カリキュラムの見直し」、「社会や企業で役に立つテーターメイド・バトンゾーン教育プログラム」等が注目される事項としてあげられた。

なお、主な意見は次のとおり。

- ・横並びの評価結果が目につくこともある。
- ・評価方法等については、大学側から、種々、意見を出していくべきではないか。
- ・努力している大学は評価されるべきである。

(5) 平成23年度資金運用実績について

辻理事・事務局長から、資料「報告5」に基づき、平成23年度資金運用実績（4月～9月実績）について、報告があった。

主な報告内容は次のとおり。

- ・運営費交付金が昨年度までは、四半期ごとに文部科学省から配分があったが、23年度は途中まで、毎月の配分となったため、運用する余裕金が減少したため、資金運用実績が昨年度と比較して減少している。

(6) 平成22事業年度決算及び23事業年度中間決算の状況等について

辻理事・事務局長から、資料「報告6」に基づき、平成22事業年度の財務諸表について、10月14日付けで文部科学大臣により承認されたこと、及び平成22事業年度の財務状況をまとめた財務レポートの主な内容について、報告及び説明があった。

また、平成23事業年度中間決算の状況等について、併せて報告があった。

(7) その他

ア 開学35周年・ICCEED設立10周年記念式典・講演会等について

学長から、資料「報告7-1」に基づき、11月16日に記念式典及び記念講演会を実施したこと、並びにその週を技科大ウィークとして、エレクトロニクス先端融合研究所(EIIRIS)の国際会議をはじめ、公開講座等を行い、成功裏に終わることができた旨、報告があった。

イ 外部資金受入状況及び科学研究費補助金採択状況について

研究協力課長から、資料「報告7-2」に基づき、平成23年度の外部資金（共同研究、受託研究、寄附金）受入状況及び科学研究費補助金採択状況について、報告があった。

ウ 高師住宅団地届出変更について

部長から、資料「報告7-3」に基づき、高師住宅の団地届出変更について、報告があった。主な報告内容は次のとおり。

- ・高師住宅6棟のうち、5棟については、法人化の際に東海財務局から文部科学省に無償で管理換後、本学に出資された。残りの1棟は東海財務局所管財産。
- ・6棟が一つの団地としてなっていたものを、土地所有者ごとに、別団地として変更する。

エ 源泉所得税調査について

総務課長から、資料「報告7-4」に基づき、8月に豊橋税務署により行われた源泉所得税調査に係る指摘事項及び追加納付額、並びに今後の対応について、報告があった。

主な報告内容は次のとおり。

- ・指摘を受けた追徴額等は、すべて納付した。
- ・指摘を受けて課税対象となった非常勤講師の通勤手当等については、関係職員に徹底を図るとともに、是正措置を講じた。

オ 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

学長から、資料「参考」に基づき、平成23年6月21日から11月25日までの本学関係新聞記事について、報告があった。

[その他]

(1) 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案等について

学長及び辻理事・事務局長から、資料「その他1」に基づき、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案等について説明があり、意見交換が行われた。

なお、本件についての対応案の策定等については、学長に一任することで了承された。

主な意見等は次のとおり。

- ・人事院勧告の観点、財源措置の観点では納得しがたい部分はあるが、閣議決定の要請に従わざるを得ないのではないか。
- ・現実論として、仕方がない。運営費交付金の減額幅を縮める方策を検討することも必要ではないか。
- ・近隣の大学と歩調をあわせることも重要。
- ・大手企業でも大学卒の初任給はこの20年間で2万円程度しかあがっておらず、中小企業では減っているのが、現実であり、こういった状況を大学としても認識しておく必要があるのではないか。
- ・例えば、企業では、一律5%カットして、それを財源等にして成績上位者に支給しているように、頑張っている教員等への対応を検討する必要がある。
- ・個別で要請等をするのではなく、国大協で国立大学がまとまって対応する必要があるのではないか。
- ・教職員においては、ローンの支払い等もあるだろうから、セーフティネットを検討することも必要ではないか。

以上